

財團協調會福岡出張所

- 1、現在配達部請負制ノ度中特別小口屋（宅扱）を會社直轄とすること
- 2、賃金を月給制とし一日貳圓を支給すること
- 3、オートバイ一臺を會社備に於て購入し選轉者採用は組合に一任すること
- 4、配達夫現在九名を七名とすること
但し之ノ人選は組合備に於てなすこと
- 5、配達夫に對しては日給支給の公休二日を給與すること

3

財團協調會福岡出張所

發第一七五號

昭和十一年九月二日

福岡出張所長 清原 進

東洋セメント工業株式會社小倉工場労働争議狀況別紙の通
御送付申上候